

令和5年度 個別接種促進のための支援事業について（R5.6.27）

<支援の概要>

令和5年5月1日（月）から7月2日（日）、7月3日（月）から8月31日（木）のそれぞれの期間中に週100回以上の接種を4週間以上行った場合に、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して1回あたり2,000円を支援する。

但し、週100回以上の接種を実施するそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療所・病院の時間外、18時以降または土日祝日に接種体制を用意することが必要。

1. 対象期間

第1期：令和5年5月1日（月）から7月2日（日） ➔ （実績報告書提出期限：7月10日）

第2期：令和5年7月3日（月）から8月31日（木） ➔ （……………：9月上旬予定）

2. 接種回数について

●「予診のみ」の場合は、接種実績に含めません。

●接種回数は枚方市民以外を接種した分も含めます。また、乳幼児や小児への接種、初回接種（1・2回目）、医療従事者等の自院接種や入院患者（高齢者施設等からの依頼に基づく接種含む）等、自施設でワクチンを確保して行う個別接種は全て含みます。

3. 週の考え方について

●週の考え方、「月曜日から日曜日」を1週としてカウントします。

ただし、令和5年8月の最終週は、8月28日（月）から8月31日（木）までを1週としてカウントすることになります。

●「週100回以上の接種を4週間以上」を達成した場合であっても、週100回未満の週の接種回数については、対象に含めません。一方、週100回以上の接種をした週が5週間の場合は、5週間分の接種回数が対象になります。

●週100回以上の接種をした週は、連続している必要はありません。

4. 「時間外・18時以降・土日祝日」の定義について

- ①本支援事業での「時間外」等の定義は、②接種費用の「時間外・休日の接種に対する加算」の定義とは異なります。

①本支援事業の「時間外」等の定義	<p>時間外：当該医療機関の標榜する<u>診療時間以外の時間</u> 夜間：<u>18時以降</u>（医療機関の診療時間に関わらない） 休日：<u>土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</u>（医療機関の診療日に関わらない。） なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。 ※本支援事業では、週100回以上の接種を実施するそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療所・病院の時間外、18時以降または土日祝日に接種体制を用意することが必要です。</p>
②接種費用の「時間外・休日の接種に対する加算」の定義	<p>時間外：休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間 休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日</p>

5. 実績報告書の提出について

- 実績報告書には、対象期間において、週100回以上の接種を4週間以上行った場合の、週100回以上の接種をした週における日別の市内・市外の接種回数を記載してください。（週100回未満の週の接種回数については、記載不要です。）
- 市外の接種回数については、報告内容が適正であるかを市で確認する方法がないため、ご報告いただく市外の接種に係る件数分のみ、予診票の写しを添付していただきます。（原本を国保連へ送付する前に必ず写しをとっておいていただくよう、お願ひいたします。）

…令和5年5月26日付健ワ第188号「個別接種促進のための支援事業の報告方法について」のとおり

6. その他

- 9月開始予定の「令和5年秋開始接種」での取扱いについては、国が決定次第、お知らせします。